



(様式第3号)

阿 廃 対 第 79 号  
令 和 6 年 3 月 21 日

住所 土浦市白鳥町1096番地21  
氏名 株式会社 東栄商事  
代表取締役 東原 友彰 殿

阿見町長 千葉



## 許 可 証

令和6年2月29日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許 可 番 号	2-25
営業所の所在地 及 び 名 称	土浦市白鳥町1096番地21 株式会社 東栄商事
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
収集、運搬及び 処 分 の 別	収集及び運搬
運 搬 先	稲敷郡阿見町大字追原2731番地2 阿見町霞クリーンセンター
営 業 の 区 域	阿見町内
営 業 許 可 期 間	令和6年4月1日から令和8年3月31日
条 件	裏面記載のとおり

## 【許可条件】

1. 許可業務以外の一般廃棄物処理行為は禁止すること。
2. 許可業務の用に供する収集運搬車輛は次のとおりとし、車検又は事故等により当該車輛以外の車輛を使用する場合は、速やかに届け出ること。

(1)	土浦800	あ	4466	いすゞ
(2)	土浦800	あ	4998	いすゞ
(3)	土浦800	あ	5107	いすゞ
(4)	土浦800	あ	5237	いすゞ
(5)	土浦800	あ	5495	いすゞ
(6)	土浦800	あ	5565	いすゞ
(7)	土浦800	あ	5893	いすゞ
(8)	土浦800	あ	5989	いすゞ
(9)	土浦800	あ	5990	いすゞ
(10)	土浦800	あ	6093	いすゞ
(11)	土浦800	あ	6348	いすゞ
(12)	土浦100	あ	8792	いすゞ
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び阿見町廃棄物処理条例を遵守するとともに、町の指示・指導に従うこと。
4. 条件違反の場合、業務の停止命令又は業の許可取消をすることがある。
5. 霞クリーンセンターへの搬入の際は、「阿見町一般廃棄物収集運搬業許可業者」の文言を許可した搬入車両に明記すること。